




# 令和6年度 ChaOIプロジェクト推進事業（県単）

ChaOIフォーラム※会員による静岡茶の需要創出に向けた新商品開発や販路拡大、需要に応じた生産構造の転換、複合作物の導入等の取組に対し支援します。

（※ChaOIフォーラム: Cha Open Innovation(茶オープンイノベーション)フォーラムの略称）

## 支援の内容

※茶業者: 茶を生産する農業者や茶を生産する農業者から生葉を買い取り、荒茶に加工して販売する食品事業者

支援メニュー	①新商品開発支援事業	②販路開拓支援事業	③複合作物のスタートアップ支援事業
事業実施主体	ChaOIフォーラム会員2者以上によるコンソーシアム (ただし、県内の茶業者が1者以上含まれること)		ChaOIフォーラム会員である 県内の茶業者
取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケット、嗜好調査</li> <li>成分分析、新商品試作</li> <li>パッケージデザイン</li> <li>新商品開発に必要な試験研究</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶をテーマとした観光商品の開発</li> <li>飲食業と連携した試飲等の実施</li> <li>ECサイトの構築等</li> <li>Webコンテンツの制作</li> </ul> 	茶園跡地で茶以外の複合作物の導入に必要な以下の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌改良資材の購入</li> <li>種苗や肥料の購入</li> <li>栽培研修会等の開催</li> </ul> 
補助率 (補助金上限額)	○商品開発: 1/2以内(500万円) ○研究開発: 2/3以内(1,000万円)	1/2以内 (300万円)	1/2以内 (150万円)

支援メニュー	④需要に応じた生産構造の転換支援事業	⑤輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業	⑥有機栽培適性茶品種転換支援事業
事業実施主体	ChaOIフォーラム会員2者以上によるコンソーシアム (ただし、事業実施者は県内の茶業者に限る)		ChaOIフォーラム会員である 茶苗木販売業者
取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>(i)高付加価値需要を重視した生産体制への転換</li> <li>(ii)大量需要等生産性を重視した生産体制への転換</li> <li>(iii)環境負荷低減を図る生産体制への転換</li> <li>(iv)認証取得対策</li> </ul> これら転換に必要な茶園管理機械や茶製造機械等	有機栽培茶の生産拡大に必要な茶園管理機械施設、茶製造機械等  ④⑤の支援メニューでは、取組内容が国庫補助事業の支援対象となる場合は、本事業で実施することは出来ません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐病性品種である「つゆひかり」「しずゆたか」のセル苗販売額を対象。</li> <li>会員である県内茶業者の当該苗購入費を助成すること。</li> <li>茶業者が、1ほ場あたり2a以上の転換を実施し、事業実施後の翌年度から3年間で有機JAS等、国際水準同等の有機栽培管理を実施すること</li> </ul>
補助率 (補助金上限額)	1/2以内 (1,500万円)		1/2以内 (90円/本)

※加点項目: パートナシップ構築宣言企業、病虫害クリーナーや蒸気除草機導入によるモデル的取組

## 事業実施期間

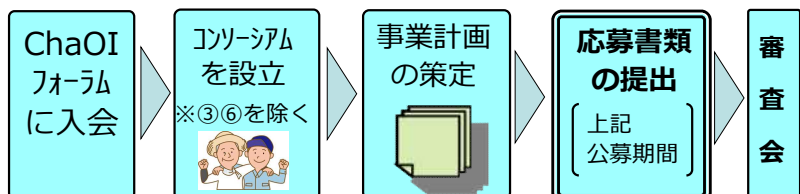
交付決定の日から令和7年2月末日まで（ただし、③は3月20日、⑥は3月末日まで）

## 要件等

- 本事業の実施にあたっては、支援メニューに応じてコンソーシアムの規約や構成員間での協定書や契約書等の締結、事業実施後の収入（販売額）の20%以上増加等の計画策定が必要となります。
- 審査会では申請者によるプレゼンテーションを行う予定です。

## 公募期間・申請の流れ

区分	開始	中間締切	締切	備考
支援メニュー ①、②、③	令和6年 4月1日(月)	令和6年 4月8日(月)	令和6年 5月10日(金)	中間締切に申請できる事業は、季節性が重要視され早期の事業着手が必要な事業に限る。
支援メニュー ④、⑤、⑥	令和6年 5月13日(月)		令和6年 6月28日(金)	審査会や審査結果の通知時期については、別途公募要領をご確認ください。



## 【お問い合わせ】

- 静岡県お茶振興課 (TEL 054-221-2674)
- ChaOIフォーラム事務局 (TEL 0548-28-6688)
- 各農林事務所 (※③④⑤の事業のみ)